



島根県報

令和3年9月21日（火）

第 245 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定	（ ” ）	2

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		2
---------------------	--	---

告 示**島根県告示第585号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年9月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市東出雲町内馬字水越山1995-1
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年9月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
出雲市佐田町原田108-1、1633-2、1634-1、1634-2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第41号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和3年9月21日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
サービス付き高齢者向け住宅 さくらの里	松江市西川津町1622番地1号	令和3年9月10日
サービス付き高齢者向け住宅 フェリーチェ山代	松江市山代町367番地2号	令和3年9月10日
サービス付き高齢者向け住宅 フェリーチェ持田	松江市西持田341番地1号	令和3年9月10日
サービス付き高齢者向け住宅 和穩	松江市上乃木三丁目4番58号	令和3年9月10日
住宅型有料老人ホーム サン・ファミリア松江	松江市学園二丁目11番18号	令和3年9月10日